

令和2年3月教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和2年3月25日(水) 午後2時から

2 場 所 教育プラザ 大会議室

3 出席者

教育長 野澤 朗 1番委員 濱 祐子 2番委員 中野 敏明
3番委員 本間 倫子 4番委員 大谷 和弘

(教育長及び委員以外の出席者)

教育次長 早川義裕、教育部長 柳澤祐人、教育総務課長 金子良仁、教育総務課参事 藤田賢一郎、同参事 坪井義則、学校教育課長 宮川高広、社会教育課長 小嶋栄子、文化行政課長 中西聰、スポーツ推進課長 田中秀明、スポーツ推進課参事 石澤克明、オリンピック・パラリンピック推進室長 米川美樹、教育センター所長 藤本孝昭、高田公園オーレンプラザ館長 岩野俊彦、高田図書館長 内藤祐子、直江津学びの交流館長・直江津図書館長 柴山弥松、青少年健全育成センター所長 山崎光隆、歴史博物館長・小林古径記念美術館長 宮崎俊英、高田幼稚園長 中嶋賢一

事務局 教育総務課副課長 塚田美和子、企画係長 内山陽平、企画係主任 森 敦子

4 傍聴人 なし

5 会議に付議した事件

議案第13号 高田城三重櫓条例施行規則の制定について

議案第14号 上越市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について

議案第15号 上越市学校運営協議会規則の一部改正について

議案第16号 上越市市民交流施設高田公園オーレンプラザ条例施行規則の一部改正について

議案第17号 上越市教育委員会組織規則の一部改正について

議案第18号 上越市教育委員会事務決裁規程等の一部改正について

議案第19号 上越市学校給食運営委員会委員の解任について

議案第20号 上越市学校適正配置審議会委員の解任について

議案第21号 上越市社会教育委員の委嘱及び解任について

議案第22号 上越市立公民館運営審議会委員の委嘱及び解任について

議案第23号 上越市白山会館運営委員会委員の解任について

議案第24号 上越市文化財調査審議会委員の委嘱について

議案第25号 上越市教育委員会事務局職員の人事異動について

(追加議案)

議案第26号 県費負担教職員の処分に係る内申について

報告第1号 専決処分した事件の承認について(新型コロナウイルス感染症防止に係る市立幼稚園、小中学校の臨時休業について)

報告第2号 専決処分した事件の承認について(新型コロナウイルス感染症防止に係る市立幼稚園、小中学校の臨時休業の延長について)

教育長開会宣言 午後 2 時

会議録署名委員の指名 中野 敏明 委員

教 育 長 議案第 26 号について、上越市教育委員会会議規則第 15 条の規定により、非公開としたいがよいか。

委 員 全委員同意

教 育 長 議案第 13 号高田城三重櫓条例施行規則の制定について上程、説明を求める。

教育総務課長 このたびの規則制定は、高田城三重櫓を市長部局から教育委員会へ移管するため、高田城三重櫓条例第 10 条の規定に基づき必要な事項を定めるものである。施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日の予定である。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

教 育 長 市長部局から教育委員会に移管して変わったことはあるか。

文化行政課長 これまでも展示は博物館でやっていたので変わらないが、博物館と重複していた部分は整理していきたい。

大 谷 委 員 これから色々な活用の可能性が広がると思う。教育委員会の所管だからこれができないということではなく、色々な可能性を広げられるようにしてもらいたい。

教 育 長 それでは、議案第 13 号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長 議案第 14 号上越市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について上程、説明を求める。

教育総務課長 このたびの改正は、針小学校、宮嶋小学校及び山部小学校の廃止、板倉小学校の設置に伴い、関係する小学校及び中学校の通学区域を改めるものである。施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日の予定である。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

教 育 長 通学に関して、バスの状況はどうなっているか。

学校教育課長 通学路検討委員会で全般について協議し、その後、学校ごとに運行ルート等の協議を行っている。運行ルートが決まった後に試験運行等を予定している。

教 育 長 それでは、議案第 14 号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長 議案第 15 号上越市学校運営協議会規則の一部改正について上程、説明を求める。

教育総務課長	<p>このたびの改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴うものであり、同法律において、学校運営協議会について定められている条番号が「第 47 条の 6」から「第 47 条の 5」に改められることから、当市の規則第 1 条中の文言を改正するものである。</p> <p>施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日の予定である。</p>
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	<p>それでは、議案第 15 号についてはご承認いただけるか。</p> <p>原案どおり承認</p>
教 育 長	議案第 16 号上越市市民交流施設高田公園オーレンプラザ条例施行規則の一部改正について上程、説明を求める。
教育総務課長	<p>このたびの改正は、上越市市民交流施設高田公園オーレンプラザ条例の一部改正により施設の名称を高田城址公園オーレンプラザに改めることに伴い、関係規定を整備するものである。</p> <p>施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日の予定である。</p>
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	<p>それでは、議案第 16 号についてはご承認いただけるか。</p> <p>原案どおり承認</p>
教 育 長	議案第 17 号上越市教育委員会組織規則の一部改正について上程、説明を求める。
教育総務課長	<p>このたびの改正は、令和 2 年度における教育委員会の組織、所掌事務及び職員の職に係る規定を整備するものである。</p> <p>主な改正内容としては、文化行政課の係の名称を「歴史文化係」及び「埋蔵文化財係」に改め、歴史文化係の所掌事務に文化振興課及び産業立地課から移管される事務を加えるとともに、「歴史文化指導監」の職を設置するほか、スポーツ推進課内に「全国高校総体推進室」を新設し、また、オーレンプラザの組織上の名称を「市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ」に改めるものである。</p> <p>施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日の予定である。</p>
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	<p>それでは、議案第 17 号についてはご承認いただけるか。</p> <p>原案どおり承認</p>
教 育 長	議案第 18 号上越市教育委員会事務決裁規程等の一部改正について上程、説明を求める。

教育総務課長	<p>このたびの改正は、令和2年度組織改編に伴い、専決事項、代決権者等に係る規定を整備するものである。</p> <p>主な改正内容としては、全国高校総体推進室の新設に伴い教育委員会事務局に新たに設置する副課長級室長の共通専決事項及び代決権者を定めるとともに、全国高校総体推進室に係る課長の個別専決事項及び文書の取扱いの特例について定めるなど、所要の改正を行うものである。</p> <p>施行期日は、令和2年4月1日の予定である。</p>
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
教 育 長	副室長の専決とは何か。
スポーツ推進課長	週休日の割り振りや年休の取得に関して、市長部局の室の副室長についても同様の権限を持っているので、同様に改正するもの。所属職員の時間外や休暇の決裁は副室長になり、業務上の決裁はスポーツ推進課長になる。
中 野 委 員	さきほど職員体制は3人との説明があったが、どのような3人なのか。
スポーツ推進課長	市の職員が配属され、室長、係長、主事である。その他、県から教職員として、1種目1人という考え方により、2人派遣される予定である。
中 野 委 員	高等学校の教員が派遣されるのか。
スポーツ推進課長	そのとおりである。
教 育 長	それでは、議案第18号についてはご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教 育 長	議案第19号上越市学校給食運営委員会委員の解任について上程、説明を求める。
教育総務課長	<p>上越市学校給食運営委員会は、学校給食の充実と適正な運営を図るため、小、中学校長、小、中学校のPTA会長、保健所長、学識経験者で組織しているものである。</p> <p>このたびの解任は、小、中学校長、PTA会長、保健所長の変更に伴うものであり、欠員となる8人の後任の委員の委嘱については、小、中学校長と保健所長は5月1日付け、PTA会長は6月1日付けでの委嘱を予定している。</p>
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
教 育 長	解任すると欠員になるのか。令和2年度に会議を開催する場合、2分の1の出席という規定はどうなるのか。
教育総務課長	25人以内という規定なので、現委員が9人であれば、その半数以上の出席によって成立することになる。
教 育 長	欠員という表現で正しいのか。
教育総務課長	欠員としているが、実際に選任しているのは9人である。
教 育 長	それでは、議案第19号についてはご承認いただけるか。
	原案どおり承認

教 育 長	議案第 20 号上越市学校適正配置審議委員会委員の解任について上程、説明を求め める。
教育総務課長	上越市学校適正配置審議委員会は、上越市立の学校の教育環境の一層の充実及び 振興を目指し、全市的な視点から学校の適正配置基準等について検討するために設 置しているものである。 このたびの解任は、学校の関係者の変更に伴うものであり、欠員となる 3 人の後 任の委員の委嘱については、5 月 1 日付けでの委嘱を予定している。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
教 育 長	規定では何人以下か。
教育総務課長	12 人以下である。
教 育 長	それでは、議案第 20 号についてはご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教 育 長	議案第 21 号上越市社会教育委員の委嘱及び解任について上程、説明を求め る。
教育総務課長	上越市社会教育委員は、社会教育に関する計画の立案や研究調査を行い、教育委 員会に助言をすることを職務としている。 このたびの委嘱及び解任は、学校教育関係者の変更に伴うものであり、任期は前 任者の残任期間の令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までである。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
教 育 長	委嘱日が 4 月 1 日だが、学校適正配置審議委員会は 5 月 1 日である。違いは何 か。
社会教育課長	今回の委嘱は校長会からの推薦になるが、本日付で後任を確認したので当日配布 資料とした。
教 育 長	それでは、議案第 21 号についてはご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教 育 長	議案第 22 号上越市立公民館運営審議会委員の委嘱及び解任について上程、説明 を求め る。
教育総務課長	上越市立公民館運営審議会委員は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事 業の企画実施について調査審議することを職務としている。 上越市立公民館運営審議会委員については、社会教育委員と兼務としており、議 案第 21 号の上越市社会教育委員と同じ委員を委嘱及び解任するものである。 任期は、上越市社会教育委員と同じく前任者の残任期間の令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日までである。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 22 号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長

議案第 23 号上越市白山会館運営委員会委員の解任について上程、説明を求め
る。

教育総務課長

上越市白山会館運営委員会は、白山会館事業の企画及び運営に関し、教育委員会
の諮問に応じて、白山会館の運営管理に関し、必要と認める事項について審議する
機関として設置しているものである。

このたびの解任は、学校の関係者の変更に伴うものであり、欠員となる 1 人の後
任の委員の委嘱については、5 月 1 日付けでの委嘱を予定している。

教 育 長

議案について意見、質問を求める。

教 育 長

社会教育委員の 4 月 1 日委嘱との違いは何か。

社会教育課長

4 月中に会議を開催する予定がなかったため、5 月 1 日の委嘱とした。

教 育 長

それでは、議案第 23 号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長

議案第 24 号上越市文化財調査審議会委員の委嘱について上程、説明を求める。

教育総務課長

上越市文化財調査審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財に係る事項を調査
若しくは審議し、又は必要と認める事項を建議する機関として設置しているもので
ある。

このたびの委嘱は、任期満了に伴い、学識経験のある 10 人の委員の委嘱を行う
ものであり、新任が 3 人、再任が 7 人である。

任期は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間である。

教 育 長

議案について意見、質問を求める。

中 野 委 員

新井先生はどのような方か。

文化行政課長

滋賀県の出身で、これまで福井大学や神奈川大学で教鞭をとり、現在は日本福祉
大学の教授である。

教 育 長

それでは、議案第 24 号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長

議案第 25 号上越市教育委員会事務局職員の人事異動について上程、説明を求め
る。

教育総務課長

このたびの人事異動は、市全体の方針として、第 6 次総合計画及び第 2 期まち・
ひと・しごと創生総合戦略に掲げる取組を着実に推進するとともに、持続可能な行
政運営の確立に向け、これらの計画を下支えする第 6 次行政改革推進計画並びに
第 2 次財政計画Ⅱ期計画を適切かつ着実に推進するため、関係部課の機能強化に向
けた人員配置を行ったものである。

教育委員会組織については、先ほど組織規則の改正議案で説明したとおり、当市
を会場に、令和 3 年度全国高等学校総合体育大会の体操競技及び弓道が開催される
ことから、この受入れに向けた準備を整えるため、スポーツ推進課内に「全国高校
総体推進室」を設置する。

また、市固有の歴史文化をいかしたまちづくりを専門的かつ総合的に推進するた

め、教育委員会事務局に部長級の「歴史文化指導監」の職を設置するとともに、企画政策部の併任とし、歴史文化の知見を有する専門職による指導と統率の下、全庁的な連携体制を整備する。

異動の詳細については、転入は、市長部局から 47 人、県教育委員会から 5 人、新採用が 3 人。転出は、市長部局等へ 30 人、県教育委員会へ 5 人。教育委員会内における昇任が 7 人、学校調理員・用務員等の配置換が 13 人、再任用が 11 人、退職が 5 人、辞職が 4 人である。

教 育 長

議案について意見、質問を求める。

委 員

意見、質問なし

教 育 長

それでは、議案第 25 号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長

議案第 26 号県費負担教職員の処分に係る内申について上程、説明を求める。
なお、議案第 26 号については、冒頭のとおり非公開とする。

教育総務課長

(非公開)

教 育 長

議案について意見、質問を求める。

(意見、質問内容非公開)

教 育 長

それでは、議案第 26 号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長

非公開の審議はここまでとする。それでは、報告第 1 号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。

教育総務課長

このたびの専決処分は、新型コロナウイルス感染症防止に係る市立幼稚園、小中学校の臨時休業について、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、専決処分したものである。

教 育 長

報告について意見、質問を求める。

大 谷 委 員

出張の制限はできると思うが、先生に対してプライベートな行動制限はしているのか。

学校教育課長

具体的な行動制限はしていないが、4 月の通知にはそのような内容を入れる予定である。

中 野 委 員

休業については、国の要請があったものの富山市は休業しておらず、市町村の教育委員会に決定する権限がある。本来的には、教育委員会で議論すべきものだと思う。また、学校を再開した場合の対策について決めておく必要があると思うし、感染症について子供たちに教える機会も必要だと思う。

学校教育課長

3 月 19 日に緊急の校長会を開催し、23 日からの再開も視野に入れていたが、核校長の意見を聞く中で 3 月 31 日まで臨時休業を延長した。昨日の文科省からの通知に基づき、3 要件が重ならないようにして学校を再開する予定である。考えられる注意事項や、万が一、児童、生徒、職員に感染者や濃厚接触者が発生した場合、出席を停止したり、人数によっては一部の学校、すべての学校が休業措置をとった

りするというルールを文書化しているところである。

入学式も、施設と学校規模を考え、3要件が揃わないような配慮をしてもらった上で、実施するように指示したい。

教 育 長

現場としては一度休校にしたことに対する抵抗感を持っていたために、もう少し延長することになった。今後、各教育委員会の考えが分かれてくると思うので、4月以降の運用については、教育委員の意見をお聞きしながら対応したい。

中 野 委 員

小学生の未履修について、どうなっているか。

学校教育課長

15校確認している。国からも、宿題を課して、学力に差が出ないように配慮するように通知されている。次年度、未履修部分をカバーできるような体制をとるように指示を出している。

教 育 長

それでは、報告第1号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長

報告第2号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。

教育総務課長

このたびの専決処分は、新型コロナウイルス感染症防止に係る市立幼稚園、小中学校の臨時休業の延長について、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第3条の規定に基づき、専決処分したものである。

学校教育課長

入学式は、3要件が重ならないように配慮し、学校施設や規模に応じて、校長の判断で実施するようにしたい。

中 野 委 員

生徒、保護者、地域と話を進めていくためには、校長のリーダーシップが大事になる。トップが準備をしっかりしてほしい。保護者からも健康管理を理解してもらい必要がある。大人が一致団結して取り組んでいく必要がある。

教 育 長

それでは、報告第2号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

閉会宣言

午後4時00分

令和2年3月31日

上越市教育委員会

教育長

野澤 朗

会議録署名委員

中野 敏明